

令和 8 年度地域人材育成事業 実施要領

第 1 事業目的

本事業は、公益社団法人沖縄県地域振興協会（以下、「協会」という。）が、国立大学法人琉球大学（以下、「琉球大学」という。）の実施する『初級地域公共政策士』資格取得科目認証制度（以下、「本制度」という。）に参加するための費用を助成するとともに、地域の課題解決を図る地域課題解決支援事業の企画立案に対して伴走支援を含む助成を行うことで、沖縄県における地域づくりをリードする人材を育成することを目的とする。

（本事業は、琉球大学と協会が令和 4 年 1 月 14 日付けで締結した「包括的連携に関する協定書」に基づき、琉球大学との連携・協力の下、協会が実施する。）

第 2 事業内容

『初級地域公共政策士』資格取得科目認証制度 参加費用助成

県内における地域づくり団体構成員又は地方公共団体職員が、地域課題解決に必要な知識等の修得を目的に琉球大学が実施する本制度に参加するための費用（受講料、旅費等）を助成する。

また、助成を受ける者は、受講期間をとおして地域課題解決を図る事業計画の企画立案を行うことが助成条件となり、協会は企画立案等の伴走支援を行うものとする。

第 3 助成対象者

- （1）地域づくり団体構成員のうち、令和 9 年 3 月 31 日までに資格取得証明書を提出し、翌年度に地域課題解決支援事業を実施できる者
申請にあたっては所属団体の長の推薦を必要とする。

【地域づくり団体の要件】

本事業における地域づくり団体とは、以下の要件に該当する団体とする。

- ア 営利を目的としない民間団体（NPO、自治会、任意団体等）であること
- イ 原則 5 人以上で組織された団体で活動拠点を県内に有している団体であること
- ウ 団体の運営に関する規約等を備えていること
- エ 主に地域の活性化や課題解決を目的とした取組みを実施している団体であること
- オ 代表責任者が明確であること
- カ 地域の課題解決を図る事業の企画立案から実績報告まで、責任を持って履行できると認められる団体であること

- (2) 地方公共団体職員のうち、令和9年3月31日までに資格取得証明書を提出できる者。申請にあたっては所属長の推薦を必要とする。なお、本事業で企画立案する地域課題解決支援事業（採択の場合）を実施する必要があるため、翌年度に取り組める者が望ましい。

第4 助成内容

(1) 助成件数

助成件数は最大5件程度とする。

(2) 助成率及び限度額

助成率は対象経費の100%とする。但し、旅費等（以下（3）対象経費中イ～オ）の限度額については合計30万円とする。

(3) 対象経費

助成金の対象経費は、交付決定日から令和9年3月15日までに発生した経費であり、以下の通りとする。また、実績報告時にそれぞれの経費について、必要に応じて根拠資料の提出を求めることがある。

ア 負担金

琉球大学の本制度受講料（通年定額料金）、レポート審査料、資格発行手数料、テキスト等。

イ 旅費

本制度受講における現地実習の参加に必要な以下の旅行費用。

航空運賃、船賃、バス・モノレール等料金、宿泊料（必要最小日数に限る。）

但し航空運賃、船賃について離島割の対象となっている市町村の場合は、離島割料金が上限額となる。宿泊料においては1泊の上限額を15,000円とする。

ウ 使用料及び賃借料

レンタカー賃借料、高速道路利用料、駐車場料金（実習に係るものに限る。）

エ 燃料費

ガソリン代（自宅又はレンタカー営業所と実習場所の往復分に限る。また、積算する際は、下記の算定方法を用いることとする。）

【算定方法】1kmあたり20円として、上記起点間距離の合計×20円で算出。

なお、精算の際は、レンタカーを利用した場合は実費精算とし、返却時に給油した経費を対象とする。また、自家用車を利用した場合は、上記の算定方法により、対象経費を算出することとする。

オ その他経費

上記のいずれにも該当しない経費で本制度に参加するために必要な経費。

第5 助成の申請

(1) 申請書の提出方法

助成を申請するにあたり、地域人材育成事業助成申請書（様式1）に事業費内訳書（様式1-2）及び所属団体の長（地方公共団体職員の場合は所属長）の推薦書（様式2※要公印）を添付し、提出期日までに協会に提出するものとする。
なお、必要に応じて追加資料の提出を求める場合がある。

(2) 申請書の提出期限 : 令和8年3月31日（火）

(3) 申請書の提出先・問い合わせ先

〒900-0029 那覇市旭町116番地37（自治会館6階） 「公益社団法人沖縄県地域振興協会」 電 話 : 098-862-9390 F A X : 098-862-9396 H P : http://www.oflp.jp 様式はトップページ>事業概要から 担 当 : 山城 / e-mail : ka.yamashiro@oflp.jp 受付時間 : 月～金曜日（土日祝祭日除く） 午前8時30分～午後5時15分まで

第6 選考方法

助成対象者からの申請書類を基に、協会において事業目的との適合性、課題解決事業の方向性、独創性、地域課題解決への寄与度等を審査し、協会が決定する。審査は非公開とし、審査内容等に関する照会には回答しない。

第7 助成の決定

協会は、助成の申請を受理したとき、その内容を審査し、適正と認められた場合は、助成対象者及び所属団体の長（地方公共団体職員の場合は所属長）に対し、地域人材育成事業助成決定通知書（様式3）により、その旨を通知する。

第8 事業内容の変更

- (1) 助成対象者は、やむを得ない理由により助成を受けた内容について変更する場合は、直ちに変更内容とその理由を協会に相談しなければならない。なお、やむを得ない理由による事業内容の変更であっても、当初決定を受けた事業目的に沿う変更でなければならない。
- (2) 前項の結果、協会と協議のうえ、変更の承認を必要とする場合は、地域人材育成事業変更承認申請書（様式6）を協会に提出するものとする。
- (3) 協会は、前項の規定により申請があったときは、内容を審査し、地域人材育成

事業変更承認書（様式 7）により、助成対象者及び所属団体の長（地方公共団体職員の場合は所属長）通知するものとする。

第 9 事業の中止

- （1）助成対象者は、本制度への参加又は助成の決定を受けた事業について、やむを得ない理由により中止する場合は、その理由を協会に相談しなければならない。
- （2）前項の結果、協会と協議のうえ、中止の承認を必要とする場合は、地域人材育成事業中止承認申請書（様式 8）を協会に提出するものとする。
- （3）協会は、前項の規定により申請があったときは、内容を審査し、地域人材育成事業中止承認書（様式 9）により、助成対象者及び所属団体の長（地方公共団体職員の場合は所属長）へ通知するものとする。
- （4）助成対象者は、中止の承認を受けた助成対象事業について、既に発生した経費がある場合は、地域人材育成事業実施結果報告書（様式 5 及び様式 5－2）を提出し、必要な経費として協会の承認を得た経費に限り、助成金の交付を受けることができる。

第 10 事業実施結果報告書の作成・提出

助成対象者は、「初級地域公共政策士」資格取得後（本制度修了時又は中止の承認を受けた場合を含む）30 日以内又は 3 月末日のいずれか早い日までに、地域人材育成事業実施結果報告書（様式 5 及び様式 5－2）を作成し、関係書類を添えて協会に提出するものとする。

第 11 助成金の確定

協会は、第 10 の事業実施結果報告書を受理したとき、その事業内容を審査し、適正に事業が完了したと認められる場合は、交付すべき助成金の額を確定し、助成対象者に対し、地域人材育成事業助成金確定通知書（様式 10）により、その旨を通知する。

第 12 助成金の請求及び交付

- （1）助成対象者は、助成金の確定通知を受けて、地域人材育成事業助成金請求書（様式 11）を協会に提出するものとする。
- （2）協会は、地域人材育成事業助成金請求書（様式 11）を受理した日の翌月末日までに助成金を助成対象者に対して交付する。
- （3）助成対象者は、事業実施にあたり概算払いが必要な場合、本制度の受講開始後、助成金額の 2 分の 1 の範囲内で概算払いを受けることができる。（千円未満切り捨

て)

概算払いを受ける場合は地域人材育成事業助成金概算払請求書（様式 4）を協会に提出するものとする。

- (4) 協会は、地域人材育成事業助成金概算払請求書（様式 4）を受理した日の翌月末日までに、概算払請求に係る助成金を助成対象者に対して交付する。

第 13 助成決定の取消し

- (1) 協会は、助成対象者が正当な理由がなく次に掲げるいずれかに該当する場合は、交付決定を取り消すことができる。
- ① 琉球大学実施の本制度を受講・修了し資格取得する見込みがないとき。
 - ② 受講期間をととして地域課題解決を図る事業の企画立案を行わないとき。
 - ③ 助成対象である事業を実施しないとき。
 - ④ 助成対象である事業を協会の承認を得ずに中止し、完了する見込みがないとき。
 - ⑤ 助成金を助成対象事業の目的以外に使用したとき。
 - ⑥ 協会へ事前に相談・調整をすることなく、申請内容の変更を行ったとき。
 - ⑦ 第 10 の規定による事業実績の報告をしなかったとき。
- (2) 協会は、前項の規定による取消しを行った場合は、地域人材育成事業助成決定取消通知書（様式 12）により、助成対象者及び所属団体の長（地方公共団体職員の場合は所属長）へ通知するものとする。

第 14 助成金の返還

- (1) 協会は、第 13（1）の規定による取消しを行った場合において、すでに交付されている助成金がある場合は、その全部又は一部の返還を命ずることができる。
- (2) 協会は、第 11 の規定により助成金の額を確定した場合において、すでにその額を超える助成金が概算払いにより交付されているときは、その超過分の助成金の返還を命ずることができる。

第 15 その他

- (1) 提出書類等については、理由の如何を問わず返却しない。
- (2) その他事業の実施に関し必要なことは、協会が定めるものとする。